

企業年金ノート

目次
企業年金制度における規約変更手
続き



企業年金制度における規約変更手続き

1 はじめに

企業年金制度において、規約は、実施事業主等・加入者・受給者等にとって重要な事項が規定されたいわば憲法のようなものです。したがって、規約変更を行う場合には、しかるべき手続きが求められています。一方、規約の変更内容が軽微なものである場合もあり、そのような場合には規約変更手続きの簡素化が図られています。平成18年3月27日には、「規制改革・民間開放推進3カ年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）（→ <http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2005/0331/index.html>）を受け、申請者の事務負担を軽減するため、確定拠出年金及び確定給付企業年金において、規約変更手続きが一部緩和されました。そこで、今月号では、企業年金制度（厚生年金基金・確定給付企業年金・適格退職年金・確定拠出年金）ごとに規約変更手続きの概要を整理してみます。

2 規約に定めるべき事項

企業年金制度は規約に基づいて運営されるため、取扱いに困ることのないよう、明確に、かつ、もれなく取扱基準等を規約に定めておく必要があります。

厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金においては、規約に定めるべき事項が法令に規定されています。【表1】～【表4】の変更事項欄に記載された事項が規約に記載すべき

事項とされています。

適格退職年金においては、規約に記載すべき事項が法令で特に定められているわけではありませんが、規約の記載内容が法令に定められた適格要件を充足するものとなっていなければなりません。

3 規約変更手続き

規約の変更を行う場合には行政官庁宛てに申請等の手続きが必要となります。なお、行政官庁宛ての申請等の手続きを行う前に、労使間で十分な協議を行い労使合意を経る必要があります。また、確定拠出年金の場合を除いて、年金数理関係について、年金数理人（適格退職年金の場合は社団法人日本アクチュアリー会の正会員）が確認を行ったうえで申請等の手続きを行うこととされています。

実際の規約変更手続きは変更内容に応じて異なりますが、主な留意点は以下のとおりです。

(1) 適格退職年金における規約変更手続き

適格退職年金では、他の企業年金制度と大きく異なる点が2点あり、ひとつは、行政官庁（国税庁）宛ての規約変更手続きは受託機関が行うことになっている点で、もうひとつは、申請等の期限が変更日の翌月末日（注）で、いわば事後申請になっている点である。

予め国税庁長官の認定を受けた定型的な契約書に基づく適格退職年金契約については、その

企業年金制度における規約変更手続き

【表 1】規約型企業年金における規約変更手続き

変更事項		承認申請手続 【法第6条第1項】 (労働組合等の同意必要 【法第6条第2項・第3項】)	届出手続【法第7条第1項】	
			届出	労働組合等の同意
(ア)	実施事業所の事業主の名称及び住所【法第4条第1号】	○ (事業主の増加又は減少に係る場合)	○ (事業主の増加又は減少に係る場合以外)【規則第7条第1項第1号】	不要(※1) 【規則第7条第2項第1号】
(イ)	実施事業所の名称及び所在地【法第4条第2号】	○ (実施事業所の増加又は減少に係る場合)	○ (実施事業所の増加又は減少に係る場合以外)【規則第7条第1項第2号】	不要(※1) 【規則第7条第2項第2号】
(ウ)	契約を締結した資産管理運用機関・投資顧問業者の名称及び住所【法第4条第3号】	不要	不要 【法第7条第1項ただし書き、規則第7条第1項第3号】	不要(※1) 【規則第7条第2項第3号】
(エ)	実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合には、当該資格に関する事項【法第4条第4号】	○		
(オ)	給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法(年金給付の支給期間及び支払期月に関する事項を含む。)に関する事項【法第4条第5号】	○		
(カ)	掛金の拠出に関する事項(加入者が掛金を負担する場合には、当該負担に関する事項を含む。) 【法第4条第6号】	○ (掛金拠出以外の事項の変更に伴い掛金拠出に関する事項を変更する場合、又は、加入者が負担する掛金の負担に関する事項を変更する場合)(キ)の場合を除く。)	○ (左記以外の場合)(キ)の場合を除く。) 【規則第7条第1項第4号】	
(キ)	弾力償却又は定率償却による特別掛金について毎事業年度の特別掛金額に係る事項【規則第7条第1項第5号】	不要	不要 【規則第10条第2号、規則第7条第1項第5号】	○ 【規則第7条第1項第5号】
(ク)	事業年度その他財務に関する事項【法第4条第7号】	○		
(ケ)	終了及び清算に関する事項【法第4条第8号】	○		
(コ)	資産管理運用契約に関する事項 【法第4条第9号、令第2条第1号】	不要	不要 【規則第10条第1号、規則第7条第1項第6号】	○ 【規則第7条第1項第6号】
(サ)	確定給付企業年金又は厚生年金基金への実施事業所単位の権利義務の移転に関する事項 【法第4条第9号、令第2条第2号】	○		
(シ)	確定給付企業年金又は厚生年金基金からの実施事業所単位の権利義務の承継に関する事項 【法第4条第9号、令第2条第3号】	○		
(ス)	他制度(確定給付企業年金・厚生年金基金・企業年金連合会)から脱退一時金相当額等の移換を受ける場合には、当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項 【法第4条第9号、令第2条第4号】	○		
(セ)	業務委託契約に関する事項 【法第4条第9号、令第2条第5号】	不要	不要 【規則第10条第1号、規則第7条第1項第6号】	○ 【規則第7条第1項第6号】
(ソ)	事務費の負担に関する事項 【法第4条第9号、令第2条第6号】	不要	○ 【規則第7条第1項第6号】	

(注)
 ・労働組合等の同意とは、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意をいう。実施事業所が複数あるときは、各実施事業所について同意を得る必要がある。
 ・(※1)については、平成18年3月27日に公布された厚生労働省令による改正前は、住所変更の場合に限り労働組合等の同意は不要で、名称変更の場合には労働組合等の同意が必要であった。
 ・「法」：確定給付企業年金法、「令」：確定給付企業年金法施行令、「規則」：確定給付企業年金法施行規則

【表2】基金型企業年金（企業年金基金）における規約変更手続き

変更事項		認可申請手続 【法第16条第1項】	届出手続【法第17条第1項】	
			届出	届出不要
(ア)	名称【法第11条第1号】	○		
(イ)	事務所の所在地【法第11条第2号】	不要	○ 【規則第15条第1号】	
(ウ)	代議員及び代議員会に関する事項【法第11条第3号】	不要	○ 【規則第15条第1号】	
(エ)	役員に関する事項【法第11条第4号】	不要	○ 【規則第15条第1号】	
(オ)	解散及び清算に関する事項【法第11条第5号】	○		
(カ)	公告に関する事項【法第11条第6号】	不要	○ 【規則第15条第1号】	
(キ)	実施事業所の名称及び所在地【法第4条第2号】	不要	○ 【規則第15条第3号】	
(ク)	実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合には、当該資格に関する事項【法第4条第4号】	○		
(ケ)	給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法（年金給付の支給期間及び支払期月に関する事項を含む。）に関する事項【法第4条第5号】	○		
(コ)	掛金の拠出に関する事項（加入者が掛金を負担する場合には、当該負担に関する事項を含む。）【法第4条第6号】	○ （掛金拠出以外の事項の変更に伴い掛金拠出に関する事項を変更する場合、又は、加入者が負担する掛金の負担に関する事項を変更する場合）（サ）の場合を除く。）	○ （左記以外の場合）（サ）の場合を除く。） 【規則第15条第3号】	
(サ)	弾力償却又は定率償却による特別掛金について毎事業年度の特別掛金額に係る事項【規則第7条第1項第5号】	不要		○ 【規則第18条第2号、規則第15条第3号】
(シ)	事業年度その他財務に関する事項【法第4条第7号】	○		
(ス)	基金資産運用契約に関する事項【法第11条第7号、令第5条第1号】	不要		○ 【規則第18条第1号、規則第15条第2号】
(セ)	業務委託契約に関する事項【法第11条第7号、令第5条第2号】	不要		○ 【規則第18条第1号、規則第15条第2号】
(ソ)	福利及び厚生に関する事業を行う場合には、当該事業に関する事項【法第11条第7号、令第5条第3号】	○		
(タ)	確定給付企業年金又は厚生年金基金への実施事業所単位の権利義務の移転に関する事項【法第11条第7号、令第5条第4号、令第2条第2号】	○		
(チ)	確定給付企業年金又は厚生年金基金からの実施事業所単位の権利義務の承継に関する事項【法第11条第7号、令第5条第4号、令第2条第3号】	○		
(ツ)	他制度（確定給付企業年金・厚生年金基金・企業年金連合会）から脱退一時金相当額等の移換を受ける場合には、当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項【法第11条第7号、令第5条第4号、令第2条第4号】	○		
(テ)	事務費の負担に関する事項【法第11条第7号、令第5条第4号、令第2条第6号】	不要	○ 【規則第15条第2号】	
(ト)	基金の職員に関する事項とする。 【法第11条第7号、令第5条第5号、規則第14条】	不要	○ 【規則第15条第3号】	

(注)

・ 規約の変更は代議員会の議決が必要。認可申請手続の必要な事項については代議員の定数の3分の2以上の多数で議決し、届出手続を行う事項については出席した代議員の過半数で議決する。

・ 「法」：確定給付企業年金法、「令」：確定給付企業年金法施行令、「規則」：確定給付企業年金法施行規則

企業年金制度における規約変更手続き

【表3】厚生年金基金における規約変更手続き

変更事項		認可申請手続 【法第115条第2項】	届出手続 【法第115条第3項】
(ア)	名称【法第115条第1項第1号】	○	
(イ)	事務所の所在地【法第115条第1項第2号】	不要	○ 【令第2条第1号】
(ウ)	基金の設立に係る適用事業所の名称及び所在地 【法第115条第1項第3号】	○ (設立事業所の増加又は減少に係る場合)	○ (設立事業所の増加又は減少に係る場合以外) 【令第2条第2号】
(エ)	代議員及び代議員会に関する事項【法第115条第1項第4号】	不要	○ 【令第2条第3号】
(オ)	役員に関する事項【法第115条第1項第5号】	不要	○ 【令第2条第4号】
(カ)	加入員に関する事項【法第115条第1項第6号】	○	
(キ)	標準給与に関する事項【法第115条第1項第7号】	○	
(ク)	年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項 【法第115条第1項第8号】	○	
(ケ)	年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する契約に関する事項【法第115条第1項第9号】	○	
(コ)	掛金及びその負担区分に関する事項【法第115条第1項第10号】	○	
(サ)	事業年度その他財務に関する事項【法第115条第1項第11号】	○	
(シ)	解散及び清算に関する事項【法第115条第1項第12号】	○	
(ス)	業務の委託に関する事項【法第115条第1項第13号】	不要	○ 【令第2条第5号】
(セ)	公告に関する事項【法第115条第1項第14号】	不要	○ 【令第2条第6号】
(ソ)	その他組織及び業務に関する重要事項【法第115条第1項第15号】	○	
(タ)	その他厚生労働大臣の定める事項【令第2条第7号】(1)	不要	○ 【令第2条第7号】

(注)

- ・規約の変更は代議員会の議決が必要。認可申請手続の必要な事項については代議員の定数の3分の2以上の多数で議決し、届出手続を行う事項については出席した代議員の過半数で議決する。
- ・「法」：厚生年金保険法、「令」：厚生年金基金令

(1) 「厚生年金基金に係る規約変更の取扱いについて(平成9年6月11日年発第3354号)」により以下の事項が該当する。

- ・法令改正に伴う一律の規約変更
- ・積立金の管理・運用に係る契約についての掛金の払込割合・給付費等の負担割合の変更に伴う基金規約の変更
- ・運用受託機関又は資産管理機関の新規採用、辞任、解任又は名称変更に伴う基金規約の変更

【表4】企業型年金（確定拠出年金）における規約変更手続き

変更事項		承認申請手続 【法第5条第1項】 (労働組合等の同意 必要【法第5条第2 項・第3項】)	届出手続【法第6条第1項】	
			届出時に 労働組合等の同意必要	届出時に 労働組合等の同意不要
(ア)	企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の名称及び住所【法第3条第3項第1号】	○ (事業主の増加に係る場合)	○ (事業主の増加に係る場合) 【規則第5条第1項第1号】	○(※1) (事業主の増減がない場合) 【規則第5条第1項第1号、 規則第5条第2項第1号】
(イ)	企業型年金が実施される事業所の名称及び所在地【法第3条第3項第2号】	○ (実施事業所の増加に係る場合)	○ (実施事業所の減少に係る場合) 【規則第5条第1項第2号】	○(※1) (実施事業所の増減がない場合) 【規則第5条第2項第2号、 規則第5条第2項第2号】
(ウ)	事業主が運営管理業務の全部又は一部を行う場合にあっては、その行う業務【法第3条第3項第3号】	○		
(エ)	確定拠出年金運営管理機関の名称及び住所並びにその行う業務【法第3条第3項第4号】	○ (確定拠出年金運営管理機関の行う業務)		○(※1) (確定拠出年金運営管理機関の名称又は住所の変更に限る。) 【規則第5条第1項第3号、 規則第5条第2項第3号】
(オ)	資産管理機関の名称及び住所【法第3条第3項第5号】	不要		○(※1) 【規則第5条第1項第4号、 規則第5条第2項第4号】
(カ)	実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあっては、当該資格に関する事項【法第3条第3項第6号】	○		
(キ)	事業主が拠出する掛金(以下「事業主掛金」という。)の額の算定方法に関する事項【法第3条第3項第7号】	○		
(ク)	運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項【法第3条第3項第8号】	○		
(ケ)	企業型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項【法第3条第3項第9号】	○		
(コ)	企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が3年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該企業型年金に係る事業主掛金に相当する部分の全部又は一部を事業主に返還することを定めるときは、当該返還資産額の算定方法に関する事項【法第3条第3項第10号】	○		
(サ)	企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項【法第3条第3項第11号】	不要	○ (企業型年金加入者等が負担する事務費の額又は割合の減少に係る変更に限る。) 【規則第5条第1項第5号】	
(シ)	運営管理業務の委託に係る契約に関する事項【令第3条第1号】	○		
(ス)	資産管理契約に関する事項【令第3条第2号】	○ (資産管理契約の相手方以外)	○ (資産管理契約の相手方) 【規則第5条第1項第6号】	
(セ)	事業主がその責務として講じる、企業型年金加入者等に対する資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の内容【令第3条第3号】	不要	○ 【規則第5条第1項第7号】	
(ソ)	他制度から資産の移換を受ける場合には、当該資産の移換に関する事項【令第3条第4号】	○		
(タ)	脱退一時金相当額等の移換に関する事項【令第3条第5号】	○		
(チ)	企業型年金の事業年度に関する事項【令第3条第6号】	○		

(注)

- 労働組合等の同意とは、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意をいう。実施事業所が複数あるときは、各実施事業所について同意を得る必要がある。
- (※1)については、平成18年3月27日に公布された厚生労働省令による改正前は、住所又は所在地変更の場合に限り労働組合等の同意は不要で、名称変更の場合には労働組合等の同意が必要であった。
- 「法」:確定拠出年金法、「令」:確定拠出年金法施行令、「規則」:確定拠出年金法施行規則

契約書の範囲内で規約を変更する場合、受託機関が自主審査を行ったうえで、国税庁長官へ所定の届出書を変更内容に応じて必要な書類を添付して提出する取扱いとなっており、この提出をもって国税庁長官の承認があったものとみなされる（→法人税法施行令附則第17条第7項）。ただし、労使間の協議・就業規則等の変更手続き等は事業主が自ら行う必要がある。

例えば、平成18年6月1日に規約を変更する場合、平成18年7月31日までに受託機関が国税庁へ届出書（国税庁長官宛ての届出書）を変更内容に応じて必要な書類を添付して提出する。

（注）再計算に伴う変更の場合は、再計算終了期限（再計算日から6ヶ月）の翌月末日。再計算日が1月1日であれば8月末日。

（2）厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型年金（確定拠出年金）における規約変更手続き

厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金における規約変更手続きは、適格退職年金の場合とは異なり、行政官庁（いずれも厚生労働省）宛ての事前申請が原則で、申請主体も受託機関ではなく年金制度の実施主体（厚生年金基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施している事業主、又は、企業型年金を実施している事業主。以下「年金制度実施事業主等」という。）となっている。

規約の変更内容が軽微なものは申請（厚生労働大臣の承認・認可を得るための手続き）ではなく、届出を行うだけでよいこととされている。届出を行うだけでよい変更内容が軽微なものは法令に列挙されている（【表1】～【表4】ご参照）。届出を行うだけであっても、通常、労働組合等の同意が必要とされている。平成18年3月27日に公布された厚生労働省令では、規約型企業年金・企業型年金（確定拠出年金）において、単なる事業主等の名称変更のみであれば労働組合等の同意を不要とする手続きの簡素化が図られた。（【表1】・【表4】中の（※1）ご参照）

なお、申請書の厚生労働省での審査にかかる標準処理期間は2ヶ月とされているため、変更日の2ヶ月前までに申請書を提出する必要がある。また、厚生年金基金・確定給付企業年金において給付減額を行おうとする場合には、変更しようとする日の4ヶ月前を目安に地方厚生（支）局を通じて厚生労働省と給付設計の内容、スケジュール等について事前に協議する必要がある。

例えば、平成19年4月1日に規約を変更する申請を行う場合、平成19年1月31日までに年金制度実施事業主等が、地方厚生（支）局を通じて、厚生労働省へ申請書（変更内容に応じた厚生労働大臣宛て又は地方厚生（支）局長宛ての申請書）を変更内容に応じて必要な書類を添付して提出する。

企業年金ノート No.458
平成18年6月 リソナ信託銀行発行

年金信託部
〒100-8112 東京都千代田区大手町1-1-2 TEL. 03(5223)1992
〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1 TEL. 06(6268)1866

リソナ信託銀行はインターネットにホームページを開設しております。
【<http://www.resona-gr.co.jp/resona-tb/>】

リソナ信託銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「リソナ企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。（TEL 06(6268)1813）

受付時間…平日 9:00～17:00

※土、日、祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。